

平成 24 年度 国土情報ウェブマッピングシステム等
拡充及び運用支援業務

業務報告書

平成 25 年 3 月

国土交通省国土政策局

1. 業務概要

1.1. 目的

国土形成計画等の国土計画は、国土の保全に努めながら、国土において展開される人間活動の効率と安全性を高め、長期にわたる人間と国土との安定的関係をつくりあげることがめざして作成する必要があるが、このためには、その基礎となる国土に関する情報を体系的に整備することが不可欠の条件となる。このような基本認識に立ち、国土政策局では土地利用や公共施設の配置など、様々な国土に関する情報(国土情報)を整備している。

また、国土数値情報をはじめとする国土情報について、インターネットを通じたダウンロードサービスを広く提供し、個人、NPO、企業、公的主体といった様々な主体が科学的・合理的な分析や判断・行動等行うことが、質の高い国土づくり・地域づくりにつながってゆく。

国土交通省国土政策局では現在、国土情報の提供・利活用に寄与するウェブサービスを複数運用しており、これらは地理空間情報活用推進基本計画(平成20年4月閣議決定)に基づき今後も引き続き提供していく必要があるものであり、利便性向上、普及・利用促進を図るためには、一方的な情報配信ではなく、利用者の立場に立った速やかな情報提供を行う必要がある。

そこで本業務は、国土数値情報運用事務局を設置・運営し、国土数値情報等に関する利用者からの指摘等のメールや電話の対応と指摘された事項についての事実関係の確認及び必要に応じデータの修正等を行い、ユーザーのデータ利活用を支援する。特に、ユーザーから要望の多い Shape 変換ツールの改良、国土情報ウェブマッピングシステムのデータ拡充のためのデータ加工とデータ登録やサイトの改良を行うものである。

1.2. 業務実施概要

本業務の実施概要を以下に記す。

1.2.1. 「国土情報ウェブマッピングシステム」等へのデータ登録・修正作業等

(1) 「国土情報ウェブマッピングシステム」のデータ拡充

「国土情報ウェブマッピングシステム」について、国土政策局が指示する項目のデータ登録を行いシステムの内容拡充を図る。

データ登録作業及びデータ修正の詳細については、本年度より国土数値情報が GML 形式及び SHAPE 形式で国土数値情報を公開する。この GML 形式及び SHAPE 形式のデータを使用してウェブマッピングシステムへ登録することとする。GML 形式及び SHAPE 形式からの登録においては登録用データの変換手法を開発する必要があり、GML に関する知識を要するので注意すること。データ変換においては、地図の仕組み、投影法、楕円体、座標系、表示項目等、広範で深い知識が不可欠であるため、この作業は、測量士の資格を有するものが担当すること。

さらに、ウェブマッピングシステムの不具合等について指摘を受けた場合はすみやかに修正等を行い対応すること。

なお、登録にあたっては自社内に、国土交通省が運営している「国土情報ウェブマッピングシステム」と同等の機器を準備し、作業環境を整えることとする。作業環境については、国土情報ウェブマッピングシステム導入手順書、ウェブマッピングシステム地図データ作成・導入手順書、スタイル定義仕様、レイヤーツリー設定用 JSON データ仕様を参照すること。

(2) 「JPGIS2.1 (GML) 準拠及び SHAPE 形式データのダウンロード」版 英語提供サイトの構築

「国土数値情報ダウンロードサービス」において、GML 形式でのデータ提供に準じた英語での提供サイトの構築を行う。業務内容としては、英語版 GML 提供メニュー画面の作成、英語版 GML 詳細説明画面の作成、英語版 GML データ選択画面及び GML ダウンロードデータへのリンク、データベース殿連携等。

(3) 「国土数値情報ダウンロードサービス」新規追加分データの説明文の英語約及び英語サイトへの登録

「国土数値情報ダウンロードサービス」において、サイトの改良や別業務で作成した国土数値情報等のデータを新規公表することに伴い、説明ページ等の必要事項について英語訳ページを作成し(2)で構築した英語サイトに追加登録すること。英語訳においては法令、専門用語において公的な裏付けを根拠とし、その情報を監督職員に提出し承認を得ること。その他の文については、複数名によるネイティブチェックを実施し確認すること。

1.2.2. 国土数値情報運用事務局の設置・運営

(1) 国土数値情報運用事務局の設置・運営

データ利用者から国土数値情報に関するデータのエラーや質問等の問合せを受付けるため、国土数値情報運用事務局(以下事務局)の設置、運営を行う。

事務局の設置、運営にあたり、質問等受付専用メール及び専用電話回線を準備すること。また、国土政策局より別途貸与する「平成 23年度国土情報ウェブマッピングシステム等拡充及び運用支援業務報告書」を参考に、事務局に関する仕様などを記載した実施計画書を作成し、監督職員の承諾を得ることとする。

(2) 事務局に寄せられた利用者からの指摘事項等の修正

事務局に電話やメールで寄せられた利用者からの指摘事項について、国土政策局から貸与する資料等を参考に事実関係の確認や調査を行い問い合わせに回答するとともに、必要に応じデータを修正し、品質確認を行う。また、利用者からの質問に応じ技術的補助を行う。

利用者からの質問等は、GIS 全般及び地図に関するものから、GML 形式のデータ構造に関するものまで多岐にわたるので、この業務は、測量士の資格を有する者が担当すること。

(運営事務局は平日 9:30～17:00 までの対応とする)

1.2.3. 月次報告の実施

業務実施状況(問合せ対応状況、データ修正等作業状況)及び本省に設置されている「国土数値情報ダウンロードシステム」のアクセスログを取得し、月、日、時、データ毎の詳細なアクセス状況、「国土数値情報ダウンロードシステム」の利用者に向けた Web アンケート結果について毎月末に集計し、監督職員に報告する。また、契約後に配布する「事務局運営マニュアル」を必要に応じて見直すこと。

また、利用者からの問い合わせが多い案件、技術的な補助を要する案件等、国土数値情報活用に関する利便性の向上に有用な情報について月1回程度精査し、データ選択画面やサイトにある説明文書の修正、データやサイトに関する FAQ の追加登録等、簡単な改良作業を実施する。

1.2.4. 各情報提供サイト等改良方針の策定

監督者が指示する公開サイト内の総点検を実施し、登録データ等の整備年次、説明内容等のチェックを行い、必要に応じて修正する。また、新たに土地分類調査、水調査等業務で作成しているデータを相互利用できるようサイト改良を実施する。

1.2.5. 国土情報利活用事例の収集

国土交通省国土計画局が提供する「国土情報ウェブマッピングシステム」、「国土数値情報ダウンロードサービス」、「位置参照情報ダウンロードサービス」、「航空写真画像情報所在検索・案内システム」の内国土政策局提供分(昭和50年頃に国土庁が全国を撮影した約40万枚の空襲写真)に関する利活用事例についてそれぞれ20事例以上の収集を行う。

1.2.6. 業務報告書等の作成

本業務の調査・検討内容、実施内容等を取りまとめた業務報告書を作成する。

業務報告書はA4で50ページ程度とし、Microsoft社製MS-Wordで原稿を作成すること。収集した資料等は附属資料としてまとめ、報告書に添付すること。